

電気事業法の一部を改正する法律案に対する修正案

○電気事業法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第 号）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（電気事業に係る制度の抜本的な改革に係る措置）</p> <p>第十一条 政府は、<u>電気の安定供給の確保、電気の小売に係る料金の最大限の抑制並びに電気の使用者の選択の機会の拡大及び電気事業における事業機会の拡大を実現するため、この法律の円滑な施行を図るとともに、引き続き、次に掲げる方針に基づき、段階的に電気事業に係る制度の抜本的な改革を行うものとする。</u></p> <p>一〜三 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 電気の小売に係る料金の全面自由化は、これを平成三十年から平成三十二年までの間に実施することとした場合に、電気の小売業を営む者の間の適正な競争関係が確保されていないことその他の事由により、<u>電気の使用者の利益を阻害するおそれがあると認められるときに限り</u>、その実施の時期を見直すものとする。</p> <p>5 政府は、<u>第一項第一号及び第二号に規定する法律案を国会に提出するに当たっては、次に掲げる措置について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（電気事業に係る制度の抜本的な改革に係る措置）</p> <p>第十一条 政府は、この法律の円滑な施行を図るとともに、引き続き、次に掲げる方針に基づき、段階的に電気事業に係る制度の抜本的な改革を行うものとする。</p> <p>一〜三 〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>4 電気の小売に係る料金の全面自由化は、これを平成三十年から平成三十二年までの間に実施することとした場合に、電気の小売業を営む者の間の適正な競争関係が確保されていないことその他の事由により、電気の使用者の利益を阻害するおそれがあると認められるときは、その実施の時期を見直すものとする。</p> <p>5 政府は、<u>第一項第一号及び第二号に規定する法律案を国会に提出するに当たっては、次に掲げる措置について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</u></p>

一〇六 〔略〕

七 原子力政策をはじめとするエネルギー政策の変更その他のエネルギーをめぐる諸情勢の著しい変化に伴って特定の電気の小売業を営む者又は特定の電気の卸売業を営む者の競争条件が著しく悪化した場合又は著しく悪化することが明らかなる場合において当該特定の電気の小売業を営む者又は当該特定の電気の卸売業を営む者の競争条件を改善するための措置

八・九 〔略〕

6 〔略〕

一〇六 〔略〕

七 原子力政策をはじめとするエネルギー政策の変更その他のエネルギーをめぐる諸情勢の著しい変化に伴って特定の電気の小売業を営む者又は特定の電気の卸売業を営む者の競争条件が著しく悪化した場合において当該特定の電気の小売業を営む者又は当該特定の電気の卸売業を営む者の競争条件を改善するための措置

八・九 〔略〕

6 〔略〕